

# 中期経営計画

(令和2年度～令和6年度)

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

## 目 次

I	本計画の基本的な考え方	
1	計画の目的	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
II	財団の設立と経緯等	
1	財団の設立と経緯	1
2	事業内容等の推移	1
3	職員構成の推移	2
III	人材育成事業及び国際交流促進事業の現状と課題	
1	奨学金貸与等事業	2
2	学生寮管理運営事業	5
3	在沖縄米軍施設・区域内大学就学者推薦事業	5
4	国外留学生派遣事業	5
5	専門高校生国外研修事業	6
6	国際交流促進事業	6
IV	人材育成事業及び国際交流促進事業の計画	
1	奨学金貸与等事業	8
2	学生寮管理運営事業	10
3	在沖縄米軍施設・区域内大学就学者推薦事業	11
4	国外留学生派遣事業	11
5	専門高校生国外研修事業	11
6	国際交流促進事業	11
V	組織体制等の現状と課題	
1	経理的基盤の強化	13
2	組織体制の整備	13
3	財政状況	13
VI	組織体制等の計画	
1	経理的基盤の強化	14
2	組織体制の整備	14
3	財政状況	14
資料（平成26年度～平成30年度）		
別表1	「奨学金種別・貸与月額等」	16
別表2	「奨学金貸与状況」	17
別表3	「奨学金新規貸付 応募者・採用者状況」	18
別表3	「大学生等奨学金貸与事業における奨学金返還状況表」	19
別表4	「高校育英奨学金貸与事業における奨学金返還状況表」	19
別表5	「高等学校奨学金貸与事業における奨学金返還状況表」	20

## I 本計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、「沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由によって修学困難な者に対し、学資を貸与又は給与、若しくは住居を貸与し、併せて留学助成その他必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入れその他国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図る」ことを目的としている。

本計画は、本財団の現状と課題を踏まえ、事業の継続的かつ安定的な方策と本財団の健全な運営を確保することを目的とする。

### 2 計画の性格

本計画は、本財団の役割、組織・運営体制、運営方針、事業展開の基本的な指針となるものである。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

ただし、人材育成及び国際交流を取り巻く環境やニーズの変化、基本財産の運用状況などを踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## II 財団の設立と経緯等

### 1 財団の設立と経緯

本財団は、沖縄戦によって人的資源が乏しくなった沖縄の再建のため、各方面の専門家を多く育成することを目的として、昭和28年3月に設立された特殊法人琉球育英会が前身の法人である。

琉球育英会は、沖縄県の本土復帰に伴い法的に存続が不可能となるため解散することになり、本土復帰に先立つ昭和47年2月に琉球育英会の業務を引き継ぐ法人として、財団法人沖縄県育英会が設立された。平成12年4月、財団法人沖縄県国際交流財団と統合し、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団へ改称した。その後、平成25年4月には、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団として新たなスタートを切っている。

現在、本財団は、「莫如樹人（人を樹うるに如くは莫し）～生涯の計画を立てるならば人材を育てることである～」と記す管子の言葉を理念とし、高校生・大学生等に対する奨学金貸与等事業、県外学生寮の管理運営事業、在沖縄米軍施設・区域内大学就学者推薦事業及び国際交流促進事業等を行っている。

### 2 事業内容等の推移

- ・昭和28年3月：特殊法人琉球育英会として発足し、昭和47年の本土復帰まで国費・自費沖縄学生を派遣するとともに、高校生・大学生に奨学金を貸与
- ・昭和47年2月：沖縄の本土復帰に向けて財団法人沖縄県育英会を設立
- ・昭和57年5月：本土復帰10周年を機に、財団法人沖縄県育英会を財団法人沖縄県人材育成財団に改称し、米国への短期留学制度を創設するなど事業を拡充

- ・昭和62年8月：在沖縄米軍施設・区域内大学への就学者推薦事業を開始
- ・平成元年4月：財団法人沖縄県語学センターの解散に伴い、語学教育事業を継承
- ・平成2年4月：県費による高校生の国外留学生の派遣を開始
- ・平成9年8月：国費による大学院レベルの海外派遣留学生の派遣を開始
- ・平成10年7月：国費による高校生の米国留学生の派遣を開始
- ・平成12年4月：財団法人沖縄県人材育成財団と財団法人沖縄県国際交流財団が統合し、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団と改称
- ・平成14年4月：高等学校奨学金貸与事業を開始
- ・平成17年4月：高校育英奨学金貸与事業を開始
- ・平成25年4月：公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を設立（民法法人からの移行）
- ・平成30年4月：国費による専修学校奨学金給付事業を開始

### 3 職員構成の推移

本財団の職員構成は、平成26年度からプロパー職員15人、臨時の任用職員3人の計18人であるが、平成25年度までは、新たな事業の開始などに伴い次のように推移してきた。

年 度	県派遣職 員	プロパ ー職員	臨任 職員	計	新たに開始された事業内容等
昭和57年度	3人	10人	—	13人	国外留学生派遣事業の開始
平成元年度	5人	14人	—	19人	語学教育事業の開始
平成12年度	12人	15人	—	27人	国際交流・協力事業の開始
平成17年度	9人	15人	—	24人	高校育英奨学金貸与事業の開始
平成23年度	—	16人	3人	19人	県派遣職員6人の引揚げ
平成25年度	—	15人	3人	18人	退職者5人に対し4人の採用
平成30年度	—	15人	5人	20人	専修学校奨学金給付事業の開始

### III 人材育成事業及び国際交流促進事業の現状と課題

本財団が実施する事業は大きく分けて人材育成事業と国際交流促進事業があり、人材育成事業には、「奨学金貸与等事業」、「学生寮管理運営事業」、「在沖縄米軍施設・区域内大学就学者推薦事業」、「国外留学生派遣事業」、「専門高校生国外研修事業」の5つの事業がある。

#### 1 奨学金貸与等事業（別表1・別表2参照）

当該事業は、教育の機会均等の観点から、学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により修学が困難な学生等に対し、奨学金の貸与又は給与を行い、本県の教育、文化及び産業の発展に資する有為な人材を育成することを目的とした奨学制度であり、今後も経済的理由により修学を断念しない環境作りを進める必要がある。

##### (1) 大学生等に対する奨学金貸与事業

###### ① 財源及び貸与状況（別表3参照）

この奨学金の財源は、本財団の人材育成基金の利息と県借入金及び奨学生からの返還金である。採用された者のうちいずれも平成26年度から平成30年度の平均で20.

4%に当たる35人が当財団の奨学生を辞退しており、辞退者の72.0%は、当財団より高い貸与月額である他団体の奨学生を選択している。

また、平成30年度から全国制度における給付奨学生制度の創設や、更に令和2年度から新たに高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学生）の実施の動向によっては、今後、貸与奨学生数の減少が考えられる。

② 返還状況（別表4参照）

この事業の返還率は75.1%（平成26年度～30年度の平均）であり、返還率は、ほぼ一定の数値となっている。

（2）高校育英奨学生貸与事業

当該事業は、日本育英会が行っていた「高校生奨学生事業」が、平成17年度に各都道府県へ移管され、沖縄県では本財団が事業を引き継いでいる。

① 財源及び貸与状況（別表3参照）

この奨学生の貸付財源は、県からの補助金、奨学生からの返還金及び延滞金であるが、高等学校就学支援金（授業料無償）及び奨学のための給付金（高校生等奨学生給付金）の普及に伴うものと考えられる奨学生数の減少に伴い、平成29年度からは貸付財源を全て返還金及び延滞金で賄うことができている。

なお、採用された者のうちいずれも平成26年度から平成30年度の平均で8.1%に当たる72人が当財団の奨学生を辞退しており、辞退者の43.4%は、保証人を立てることができないことによるものである。

② 返還状況（別表5参照）

返還率は85.5%（平成26年度～30年度の平均）で、平均すると毎年1ポイント低下している。

コールセンターによる返還案内及び債権回収業者による債権管理回収業務の外部委託の導入、並びに経済的困窮者等に対し家計の状況等を勘案し滞納額の分割返還に応じているが、返還対象者の増加に伴い滞納者が増加傾向にある。

（3）高等学校奨学生事業

当該事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学生を貸与する事業であり平成14年度から行われている。

① 財源及び貸与状況（別表3参照）

この奨学生の貸付財源は、県補助金及び奨学生からの返還金であるが、高等学校就学支援金（授業料無償）及び奨学のための給付金（高校生等奨学生給付金）の普及に伴うものと考えられる奨学生数の減少があり、平成28年度からは貸付財源を全て返還金で賄うことができている。

② 返還状況（別表6参照）

当該事業は、「生活保護基準に準ずる程度に困窮」している生徒を対象としており、返還が開始される時期においても経済的困窮が継続している者が多いため、他事業に比べ返還率は低く53.6%（平成26年度～30年度の平均）で、平均すると毎年2.7ポイントずつ低下している。

コールセンターによる返還案内及び債権回収業者による債権管理回収業務の外部委託の導入、並びに経済的困窮者等に対し家計の状況等を勘案し滞納額の分割返還に応じているが、滞納者が増加傾向にある。

（4）返還状況共通課題事項

返還率の向上を図るため督促業務に取り組んでいるが、以下の共通課題がある。

- ① 経済的理由により修学が困難な学生等に奨学金の貸し付けを行っているため、民間金融機関における個人信用審査を行わず人的保証のみで貸与している。よって、ある程度の債権回収リスク負担を伴う債権となっている。
- ② 滞納者においては、若年層の低所得や多重債務等諸事情にある者がある。そのうち滞納額の分割返還に応じている者の中でも返還額が過年度滞納分を満たすことができず当年度請求分が新たに滞納額へ計上されてしまうケースがあり、滞納額が年々増加する原因となっている。
- ③ 返還者数の増加に伴う回収業務に必要な人員が不足しているため、返還案内コールセンター業務及び債権管理回収業務の外部委託を導入している。しかし、外部委託を行っていない滞納者に対する督促業務の初動がまだ充分できていない状況となっている。
- ④ 携帯電話の普及に伴い自宅固定電話を解約する者、携帯電話の番号を変更する者が多く電話による督促に支障が生じている。
- ⑤ 訪問督促対象者が増加しているが、オートロック式の住宅の普及及び表札のない住居が多いことなどにより居住確認及び債務者との折衝が難しくなってきている。
- ⑥ 財政的な問題により、県外に居住している滞納者への訪問督促が充分に行えていない。
- ⑦ 悪質な滞納者や返還資力がありながら再三の督促にもかかわらず返還に応じない滞納者に対しては、支払督促申立等の法的措置を講じているが、個人情報保護法などの関連法令により、財団が行える調査には限界があり、債務者の勤務先及び資産調査が充分に行えていない。

#### (5) 奨学金給与事業

当該事業は、法人等から委託を受け、学業に優れた生徒及び学生に対し、当財団が奨学金の給与を行い、本県の教育・文化及び産業の発展に資する有為な人材を育成することを目的とする事業である。

現在は次の三つの委託事業を行っている。

- ① オグレスビー氏委託給与奨学生（高校生 2名対象、年額10万円）
- ② 琉球銀行委託給与奨学生（大学院生 3名対象、月額 1万円）
- ③ 沖縄銀行委託給与奨学生（大学院生 2名対象、月額 1万円）

#### (6) 専修学校奨学金給付事業（平成30年度から開始 新規事業）

国からの補助金により、沖縄の子供たちが家庭の経済状況にかかわらず進学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専修学校（専門課程）に進学する学生に対し奨学金を給付する事業である。

しかし、令和2年度から国の事業による新たな高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）の実施を踏まえ、当該事業は同年より高等教育の修学支援新制度の対象校以外に進学する生徒を対象に給付奨学金を支援することになったため、今後の給付対象者が未知数である。

#### (7) 米国総領事館助成事業（平成30年度から開始 新規事業）

沖縄米国総領事館からの助成金により、優秀な学生の米国留学への機会を後押しし、将来、沖縄の振興発展を担うグローバルな人材を育成するため、次の二つの奨学金を

給与する事業である。

- ① 米国留学生給付事業
- ② メリーランド大学ブリッジ・プログラム給付奨学生

## 2 学生寮管理運営事業

当該事業は、東京及び大阪の大学等で学ぶ沖縄県出身学生の経済的負担の軽減を図り勉学に専念させると共に、寮生活をとおして社会人として有為な人材を育てることを目的とした事業である。

### (1) 寮生数

各学生寮の在寮生数等は次表のとおりであるが、大阪寮は、応募者数が少なく在寮者数が定員の50%を下回っていることから、その原因を分析し対策を講じる必要がある。

周知方法については、県内高等学校へのダイレクトメールや直接訪問、沖縄県広報媒体の活用、県内マスコミへの協力依頼、当財団ホームページ及びフェイスブックへの掲載で、定期募集終了後も空き部屋がある場合には、随時追加募集を行っている。

また、平成29年度からは募集回数を年2回に増やしている。

### (2) 寮建物、施設及び設備等の改修及び修繕等

令和元年度現在の各寮の築年数が、南灯寮は34年、沖英寮は25年、大阪寮は46年を経過していることから、老朽化に伴い施設や設備等の改修等が必要な箇所がある。

県外学生寮 応募者数及び在寮者数（平成31年4月末日現在）

寮名	定員	募集人数	応募者数	採用者数	在寮者数
南灯寮	47人	37人	40人	30人	40人
沖英寮	20人	12人	25人	12人	20人
大阪寮	13人	11人	5人	4人	6人

## 3 在沖縄米軍施設・区域内大学就学者推薦事業

国際化時代に対応でき、かつ本県の振興発展を担う人材の育成を図るため、本県にある米軍施設・区域内大学へ就学者を推薦する事業である。本事業は昭和62年度から実施している。

平成27年度から令和元年度の平均をみると推薦枠の70人に対し応募者が65人と少なく、選考試験の結果、推薦基準を満たす者は43人となっており、推薦枠を満たしていない。

在沖縄米軍施設・区域内大学就学者応募・推薦状況

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成元年度	平均
応募者数	74人	89人	56人	55人	65人	65人
推薦者数	60人	75人	50人	44人	43人	43人

## 4 国外留学生派遣事業

国際化時代における本県の振興発展を担う多様な人材の育成を目的に、国外の高等学校等へ留学生を派遣する事業である。

当該事業は、県が実施する公募型プロポーザルへ参加しているが、委託業者として選

定されていない。

## 5 専門高校生国外研修事業

本県の特性を生かした活力ある産業の振興を担う専門分野の人材を育成することを目的に、県内の専門高校生を海外に派遣する事業である。

当該事業は、県が実施する公募型プロポーザルへ参加しているが、委託業者として選定されていない。

なお、平成29年度は委託事業者として選定され事業を実施することができた。

## 6 国際交流促進事業

沖縄県の地理的・歴史的特性を生かした国際交流・協力事業等を行うことにより、本県の教育・文化・産業の発展に資するための国際性豊かで有為な人材を育成するとともに、国際交流拠点の形成を図ることを目的とした事業である。

### (1) 多文化共生推進事業

#### ① 在住外国人の生活支援

##### ア 法律・生活相談

在留資格を問わず、外国人が地域住民として直面する諸問題に関して、助言や相談ができる窓口を設置し、外国人向けに多言語による生活相談を実施する他、沖縄弁護士会との協働により、在住外国人が抱える法的な諸問題の解決を支援するための法律相談を行う。

メールでの問い合わせの場合、翻訳アプリなどを活用することで希少言語にも対応することが可能だが、電話や対面の場合、財団職員で対応できる言語が限られることが課題である。

##### イ 医療通訳支援

在住外国人等との共生社会に向けた環境整備の一助として、医療機関等を受信する際のコミュニケーションに不安を抱える在住外国人のために、医療通訳ボランティアを養成し、登録および派遣を行うことで、安心して医療機関を利用できる地域を目指す。

現在、主に検診など日時と場所が確定した内容に対応していることから、即応性がある依頼には対応できないことが課題である。

##### ウ 日本語教室

在住外国人に対し、地域や職場でのコミュニケーションや日常生活で必要とされる諸手続などを円滑に行えるよう、日本語能力の向上の場を提供している。

課題として、継続的なプログラムを計画しても天候や季節によって毎回の参加人数が定着しないことや、講師が1人であることから、会話の練習を希望する受講者のニーズに追いついていないことなどが挙げられる。

#### ② 災害時外国人支援

大規模災害発災時に財団が立ち上げる多言語支援センターと協働し、情報発信や収集を担う「災害時外国人支援サポート」を養成する他、「多言語支援センター」を実際に開設することを想定した「避難所運営訓練」の実施、また島嶼県沖縄の地域防災力を高めるためシンポジウムの開催など、県民の「防災」や「減災」の啓発に取り組む。

石垣島や宮古島など、離島地域も含めた「災害時外国人支援サポーター」の養成に努めているが、課題として大規模災害発災時において、150以上からなる島々すべてに対応することは困難である。

### ③ 國際理解協力

#### ア 外国人による日本語弁論大会

異文化理解と共生の精神及び国際社会のあり方を共に考え、相互理解の一助とするため、県内に在住する外国人に国際交流、国際親善、相互理解、日本文化等について、日本語による意見発表の場を提供している。

大会の認知度も増し安定した応募者数を確保しているが、応募者のほとんどが留学生であり、社会人の応募が少ないことが課題である。

#### イ 国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール、国際理解・国際協力のための中学生の作文コンテスト

高校生の主張コンクールについては、国際連合の意義の普及を目的に県内において地方大会を開催し、最優秀賞を受賞した者を沖縄県代表として、日本国際連合協会が主催する「国際理解・国際協力ための高校生の主張コンクール」へ派遣している。

中学生の作文コンテストについては、国際理解・協力について考える機会の提供を目的に県内で予選を実施し、上位2編を沖縄県の代表として、日本国際連合協会が主催する「国際理解・国際協力のための中学生の作文コンテスト」に出品している。

#### ウ English and Cross-culture Seminar

沖縄科学技術大学院大学の研究者やスタッフとの協働により、高校生から大学生の若者を対象に、国際理解や国際協力を促進するインプット型セミナーとアウトプットに相当するグループ討論を定期的（年5回）に実施し、人材育成を図っている。

毎回セミナー後に参加者が記入するフィードバックの内容は好評だが、リピーターにつながらず、その原因が実施日なのか開催場所なのかなど不明であることが課題である。

#### エ 外国語絵本読み聞かせ教室

乳幼児から小学生を対象とし、外国語絵本を通じた異文化交流の場を提供し、各国の言葉や文化に親しんでもらうことを目的に開講している。読み聞かせの講師は、主に県内の在住外国人に依頼している。

乳幼児の参加が多く小学生の参加が少ないことや、場所によって参加人数にばらつきがあることが課題として挙げられる。

#### オ 国際交流団体助成

市町村や国際交流団体等が実施する市民的な広がりが期待できる国際交流事業に対して、助成金を交付し多文化共生の地域づくりを促進する。

課題として、応募団体数が低迷していることが挙げられる。

### (2) 海外との交流の促進とウチナーネットワーク構築を目的とした事業

#### ① ウチナーンチュ子弟等留学生受入事業

本県出身の海外移住者子弟等を一年間、県内の大学や企業へ留学生又は研修生として受け入れている事業である。

② ウチナーネットワークサポート事業

「世界のウチナンチュの日」に関連するイベントや県が実施した若者向け事業参加者の OB・OG を対象とした取組を行う団体に対し、助成金を支給し、普遍的なウチナーネットワークを促進するための事業である。

課題として、事業の趣旨から応募する団体が限定的であり、また採択団体が提出する報告書に不備が多々見受けられるため、助成金の支給に時間要すること等が挙げられる。

③ ウチナー民間大使活動促進事業

沖縄県が認証する「ウチナー民間大使」が各自の専門分野・活動領域において、本県と在住国・地域等との交流の架け橋として自ら実施する事業に対して、助成金を交付する事業である。

応募時及び精算時に必要とする書類に不備が多く、海外とのやりとりに時間を要するため事務処理が煩雑になってしまいうことが課題である。

#### IV 人材育成事業及び国際交流促進事業の計画

##### 1 奨学金貸与等事業

###### (1) 大学生等に対する奨学金貸与事業

応募者の減少及び辞退者の増加への対応策として貸与月額の増額の検討を行い、貸与者数の増加及び安定的確保を目指す。

さらに、令和2年から実施される高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金支給）は、必ずしも授業料等の全額が減免化されるものではないため、貸与奨学金が併給可能であることの周知を行う必要がある。また、教育費の負担軽減を支援する制度として周知の向上を図る上で、沖縄県教育庁及び学校等の関係機関と連携した当該奨学金の説明会の開催を検討し、周知・広報の強化を目指す。

令和2年度	令和3年度～令和6年度
・貸与月額増額の具体的な検討 ・奨学金制度の説明会の実施による周知及び広報方法の検証（ホームページ、SNS の有効活用・関連機関との連携の検討）	・貸与月額の増額実施 ・奨学金制度の説明会の実施及び周知・広報の充実（ホームページ、SNS の有効活用・関連機関との連携実施）

###### (2) 高校育英奨学金貸与事業

###### ① 貸与状況

授業料の無償化や給付奨学金の普及等の状況であっても、なお授業料以外の教育費の負担は残っており、教育費の負担軽減を支援する制度として周知の向上を図る上で、沖縄県教育庁、学校及び沖縄県高等学校 PTA 連合会等と連携した当該奨学金の説明会の開催を検討し、周知・広報の強化を目指す。

また、保証人を立てられない者の対策として保証人の条件緩和を検討し改善を図る。

令和2年度	令和3年度～令和6年度
-------	-------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度の説明会など学校等関係機関との連携調整・実施</li> <li>・周知・広報に係る関連機関との連携</li> <li>・SNS の有効活用、奨学金情報提供に関するホームページの充実を検討</li> <li>・保証人条件緩和の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度の説明会の実施</li> <li>・周知・広報に係る関連機関との連携</li> <li>・SNS の有効活用、奨学金情報提供に関するホームページの充実</li> <li>・保証人条件緩和の実施</li> </ul>
--	--

## ② 返還状況

滞納者の増加に伴う督促回収業務量の増加に対応するために、返還案内コールセンター業務及び債権管理回収業務の外部委託行っているが、委託業者との連携強化及び業務遂行方法等の問題点の精査、改善を図り、更なる返還金回収業務の効果的かつ効率的な運用の実施を図る。

## (3) 高等学校奨学金貸与事業

### ① 貸与状況

高校育英奨学金貸与事業と同様に周知・広報の強化を目指す。

また、これまで高校新1年生のみを応募の対象としていたが、全学年を応募の対象することにより、より同制度を活用できるよう制度内容の見直しを図る。

### ② 返還状況

滞納者においては、若年層の低所得や多重債務者等、経済的困窮が継続している者が多数存在するため、奨学金返還猶予制度の案内、分割返済の相談等を実施しているが、更に積極的に行うことにより、奨学金の返還についてのサポート強化を図る。

### 返還率の目標

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校奨学金	51.38%	52.72%	54.05%	55.39%	56.72%

## (4) 返還金回収業務共通計画

上述の返還状況共通課題事項に対し、下記計画の実施検討、調査研究に取り組む。

### ① 奨学金制度の趣旨及び性質から鑑みて、民間金融機関における信用審査の導入はなじまない。

よって、奨学金貸付前に生徒や保護者に対し、奨学金制度の趣旨や返還の必要性並びに返還猶予制度による返還期間の延長措置等について説明会を実施することにより、将来の返還負担等を含めた制度への理解と返還意識の涵養を図る。

### ② 長期滞納者となりうる前の滞納者初期段階者に対する折衝を強化することにより、諸事情により返還が困難となっている者を洗い出し、内容に応じた措置の指導を行うことで滞納防止を図る。

加えて、低所得や多重債務等諸事情を理由とした返還猶予が可能であることなど返還猶予制度の理解を深めてもらうため、ホームページや SNS を使用した広報・周知の充実を図り、産休・育休、留学等の理由による返還猶予制度の期間制限の改正及び要件拡充を検討し、奨学金の滞納防止及び返還困窮者への救済に繋げる。

また、真にやむを得ない理由により滞納額を分割返済している者で、継続して返還の意思のある者に対しは、制度の趣旨を損ねない範囲で「新たな返還契約の締結」が可能な延滞金免除制度の適用要件を見直し、返還期間延長対象者の拡充を行うことにより長期滞納の解消を行う。

あわせて、滞納防止策の一環として、奨学金の返還が将来への負担にならないよう返還償還期間の延長について検討を図ると併に、奨学金返還者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納の導入を検討する。

令和2年度	令和3年度～令和6年度
・返還猶予制度の広報・周知の検討	・返還猶予制度の広報・周知の充実
・返還猶予制度の拡充の検討	・返還猶予制度の拡充の実施
・返還償還期間延長の検討	・返還償還期間延長の実施
・延滞金免除制度の拡充検討	・延滞金免除制度の拡充の実施
・コンビニ収納導入の検討	・コンビニ収納の導入

③ 外部委託を導入しているが、滞納者に対する督促業務の人員が充分ではないため、債権管理分類の初期段階における督促方法を滞納常習者、新規滞納者及び返還猶予終了後の滞納者等へ細分化し、それぞれに応じた方策により効率的・効果的な回収業務の促進を図る。

また、滞納初期段階における督促業務の在り方について、自動車税等における督促封筒を参考に封筒色（青、黄色、赤等）の導入の検討を図り返還意識の向上を促す等、更なる改善を実施し長期滞納者の発生防止に努める。

④ 債務者本人又は連帯保証人と折衝ができない場合、勤務先への電話又は訪問の実施強化及び保証人へ滞納状況説明及び情報提供依頼を行う等、実態把握に努めている。

また、債務者本人、連帯保証人及び保証人の実態把握ができない場合、弁護士などの助言を受けながら金融機関や債権管理回収会社等における実態把握のノウハウを調査し、督促業務の推進に活用できる手法を研究する。

⑤ 県外に居住している債務者（債務者本人、連帯保証人又は保証人）に対しては、督促状等の発送及び電話による督促を実施しているが、音信不通により実態把握及び居住確認が難しく返還に応じない者が存在する。

よって、県外に居住する債務者に関しては、全国展開を行っている債権回収業者へ外部委託の可能性について調査を行い、補助金の増額要請を行うなど財源を確保した上で全国展開を行っている債権回収業者の効果的活用について検討を図る。

⑥ 令和2年度からの民事執行法改正を踏まえ、弁護士などの助言を受けながら債務者の保有財産開示手続の調査・研究を行い、それらを活かし督促業務を行う職員の法的措置の執行に係るスキルアップに繋げ、強制執行をスムーズに行える方策を検討する。

## 2 学生寮管理運営事業

### (1) 寮生数

大阪寮への応募者数が少ない原因を調査・分析し、その結果を踏まえた対策を講じ

寮生数の増加を図っていく。

また、南灯寮及び沖英寮については、フェイスブックの効果的な活用など周知方法を工夫し、現在の寮生数の維持に努める。

(2) 寮建物、施設及び設備等の改修及び修繕等

沖縄県と調整しながら、寮生活に支障が生じることがないよう計画的に改善を図っていく。

3 在沖縄米軍施設・区域内大学就学者推薦事業

Facebook 等の SNS を利用した広報・周知活動の強化を行うとともに、基地内大学と連携し、引き続きブリッジプログラムの模擬体験授業及び大学等での説明会を開催していくことにより、推薦枠70名の定員に対する推薦人員を充足していく。

4 国外留学生派遣事業

国や沖縄県が実施している高校生留学事業を参考に、財団独自の目的を考察した留学生の派遣を行う。

5 専門高校生国外研修事業

平成26年度から県が実施している「グローバルリーダー育成海外短期研修（専門高校生国外研修－台湾・オーストラリア）」の公募型プロポーザルへ参加するとともに、事業内容を再検証し専門高校生国外研修事業の受託を目指す。

6 國際交流促進事業

(1) 多文化共生推進事業

① 在住外国人の生活支援

ア 法律・生活相談

チラシやポスター、SNS 等による従来の事業周知を実施するほか、外国人から寄せられる相談1件1件に丁寧に対応していくことで、口コミにより本事業の存在意義が拡散され多くの在住外国人が利用できる環境整備に取り組む。また、定期的に関連するシンポジウムやセミナーを継続開催することで、県民の「生活者としての外国人」に対する理解を深める。

今後増えゆく相談件数を想定し、司法分野の通訳や相談業務を担うことができる「外国人のための生活相談アドバイザー」を育成し、対応できる仕組み作りを構築するとともに、相談件数の推移を見ながら、段階的にアドバイザーの増員を検討する。

イ 医療通訳支援

在住外国人が安心して医療機関を利用できるよう、引き続き医療通訳ボランティアを養成しスキルアップにつなげる講座等の充実を図るとともに、今後即応性がある依頼にするために、医療従事者を対象とする講座等を計画し、課題の解決に取り組む。

ウ 日本語教室

在住する外国人は増加傾向にあり、さらに需要が増すと見込まれるので、教師数や講師の増などの検討を行う他、在住外国人のコミュニケーション支援として、

より生活に密着した講座内容の充実を図る。

また、外国人労働者を受け入れている事業人事担当者や行政の窓口担当者などそれぞれの関係機関内でも日本語の指導を行うことができるよう、講座の実施を計画する。

#### エ 就職支援

在住外国人が就職できる業種の拡大や国による外国人材の受け入れ推進に伴い、県内で外国人を受け入れる企業の増加が見込まれる。

しかしながら受け入れ企業の中には、外国人への理解不足や労働関係法令の解釈を巡って、財団へ相談が寄せられるなどトラブルも散見され、また、日本の就職活動の流れや関連する制度の理解に乏しい外国人も少なくない。

そこで、「外国人材の活用」について考えるきっかけづくりを行うことを目的に、外国人の採用を考える企業と就職を希望する外国人とをつなぐマッチングイベントの開催や、企業や外国人向けに雇用に関するセミナー等の実施を検討する。

#### オ 子育て就学支援

外国人住民の妊娠から子育て、また就学支援を行える仕組みづくりを検討する。

### ③ 災害時外国人支援

引き続き島嶼県沖縄の地域防災力を高めるためシンポジウムや実動訓練の開催など県民の「防災」や「減災」の啓発に取り組むことで、関係機関との連携を推進し、大規模災害時に「多言語支援センター」と協働する「災害時外国人支援サポート」の養成に努めていく。

また、Google フォームにより運用している「多言語オンライン避難者フォーム」の自前化や SNS を活用した外国人の災害時支援の方法を検討する。

### ④ 国際理解協力

#### ア 外国人による日本語弁論大会

本大会の来場者数は毎年400名を超える等、多くの県民の認知を得ているが、応募者の大半が留学生なので、コミュニティや社会人向けの日本語教室、企業などにも案内し、社会人の応募を促し、日本語能力の如何によらず、参加しやすい大会の実施を目指す。

#### イ 国際理解・国際協力ための高校生の主張コンクール、国際理解・国際協力のための中学生の作文コンテスト

両行事ともに安定して実施できるよう引き続き努めていく。

#### ウ English and Cross-culture Seminar

沖縄科学技術大学院大学の研究者及びスタッフとの協働による実施体制や参加者のインプットとアウトプットを促す従来の方法を基本とし、参加者がより主体的かつ自発的に関われるよう講座内容や実施時期・開催場所に関して検討するなど参加しやすい環境づくりに努める。

#### エ 外国語絵本読み聞かせ教室

外国語絵本の読み聞かせだけではなく、参加型による異文化体験など内容の充実を図る。また、児童館や学童など実施場所を拡充し、幅広く親子連れで参加できるよう工夫する。

#### オ 国際交流団体助成

1件あたりの助成上限額の引き上げや本助成金活用の利便性に関して検討を図

り、応募団体の増と多文化共生のまちづくりにつなげていく。

⑤ 広報の強化

現在運用している HP や FB に加えて、Line や Twitter 等の SNS やアプリの導入を検討し、時代に即した広報活動を展開することで、県民に親しまれやすい情報発信を行う。

⑤ 基本財産運用による自己財源の確保

金利の低下など財政面で厳しさを増す中、現在保有している基本財産を効率的に運用することなどを通じて、事業費に充当することができるよう、自己財源の確保に努める。

(2) 海外との交流の促進とウチナーネットワークの構築を目的とした事業

① ウチナーンチュ子弟等留学生受入事業

県の仕様書どおりに実施する。

② ウチナーネットワークサポート事業

助成対象事業終了後、すみやかに助成金を支給できるよう各団体に書類の提出締切を徹底する。

③ ウチナー民間大使活動促進事業

助成対象事業終了後、すみやかに助成金を支給できるよう各民間大使に書類の提出締切を徹底する。

## V 組織体制等の現状と課題

### 1 経理的基盤の強化

経理的基盤を充分なものにするため公認会計士と顧問契約を締結し、日常的な経理処理や決算処理についての指導・助言を受けている。また、経理担当者を中心とした本財団職員を対象として、よりレベルの高い経理処理能力を身につけることを目的に、公認会計士による定期的な経理講座を年10回程度開講している。

### 2 組織体制の整備

平成22年度の県職員引き揚げに伴い事務局を統括する事務局長が欠員となっているため、事務局における段階的な調整が充分に行えていない。一方、職員の構成は、経験が浅く年齢の若い職員が多い構成となっている。

そのため、業務の執行に当たっては、法人としての方向性等を踏まえた結論を得るのに時間を要したり、経験のある職員の負担が増加し、これまでの職務的ノウハウを充分に活かせていない状況となっている。

### 3 財政状況

#### (1) 寄附金

当財団に対する寄附の状況は下表のとおりであるが、平成27年度から続いている大口の使途特定寄附金が平成29年度をもって終了となつたため、平成30年度は約400万円の減少となつた。そのうち管理費にも使用可能な一般寄附金は年平均175.8万円と寄附金全体の15.4%にとどまっている。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般寄附金	1,300,000円	1,300,000円	3,300,000円	1,590,000円	1,300,000円
特定寄附金	2,510,000円	32,948,613円	5,997,876円	8,066,000円	4,355,460円
計	3,810,000円	34,248,613円	9,297,876円	9,656,000円	5,655,460円

## (2) 主な収入

当財団の主な収入は、県補助金、県委託金、基本財産運用収入であるが、これらの収入だけでは費用を賄えることができないため、不足分は運用財産を取り崩して充てている。

この運用財産の減少を抑えるため、平成29年度から基本財産の一部を円建外債で運用しており、その結果、運用状況は下表のとおりとなったが、依然として費用不足分の全額を賄えきれているわけではなく運用財産の取り崩しは必要である。

なお、県補助金のうち人材育成補助金は、沖縄県において縮小補助金に位置づけられていることから、今後減額される可能性がある。

基本財産運用益推移表

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
金額	22,708,101円	34,077,535円	32,755,133円	39,307,882円

運用財産額推移表

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
金額	298,907,142円	268,033,547円	191,985,763円	139,201,763円

## VI 組織体制等の計画

### 1 経理的基盤の強化

平成26年度から、経理担当者を中心とした本財団職員対象の「公益法人会計基礎講座」を顧問会計士を講師として開催しており、今後も継続的に開催していく予定であるが、その回数、内容等については、参加職員の修得状況等を勘案しながらレベルアップを図っていく。

更に、経理担当者の定期的な人事異動を行い、経理経験のある職員を増やすことで、財団全体で経理的基礎の維持が可能となる体制を整えていく。

### 2 組織体制の整備

経験が浅く年齢の若い職員の職務能力の向上を図るため、OJTを中心とした組織的かつ計画的な研修制度を確立し実施していくと同時に、外部組織が行う研修会や講習会などへ積極的に参加させる。

### 3 財政状況

当財団が行っている事業を、今後も安定的かつ継続的に実施していくためには、更なる事業の効率化や経費節減を行いながら、収益の安定的確保を図る必要がある。

(1) 寄附金の募集

県民や企業に対し、当財団が行っている公益目的事業を効果的にPRし、当該事業の重要性かつ必要性を理解していただくことで寄附金を増やしていく。

(2) 基本財産の運用

当財団における平成31年3月末日現在の基本財産の運用割合は、定期預金が46.2%、日本国債が30.1%、債券等（円建外債）が23.7%である。しかし、定期預金及び日本国債の利率は低く、今後も低水準で推移する見込みであるため、金融情勢を注視しながら、債券等での運用割合を、当財団資産運用基準で認められている基本財産帳簿価額の50%まで増やし運用益の増加を図っていく。

なお、現在行っている債券等での運用は、当財団運用基準で認められている債券等のうち円建外債のみで行っているが、当該債券以外での運用についても調査・研究を行っていく。

(3) 新たな事業費確保の検討

当財団の目的に沿った新たな事業や既存事業に対し、これら事業に賛同する企業等からの出資や事業の受託の可能性について調査・研究し、新たな事業費確保を目指す。

別表1  
奨学金種別・貸与月額等

種別	区分	貸与月額 a	標準 修業年限 b	貸与総額 (返還総額) c=a?12月?b	返還月額 d=c/120回※ 1
・高等学校生 ・専修学校高等課程生	自宅通学	国公立	18,000	3	648,000
		私立	30,000		1,080,000
	自宅外通学	国公立	23,000		828,000
		私立	35,000		1,260,000
		国公立	21,000	5	1,260,000
		私立	32,000		1,920,000
	県外	国公立	22,500		1,350,000
		私立	35,000		2,100,000
・高等専門学校生	県内	国公立	40,000	4	1,920,000
		私立	45,000		2,160,000
	県外	国公立	45,000		2,160,000
		私立	55,000		2,640,000
	修士・博士前期課程	70,000	2	1,680,000	14,000
		80,000	3	2,880,000	24,000
		80,000	2	1,920,000	16,000
		70,000	5	4,560,000	38,000
		80,000			
・在沖縄米軍施設区域内大学生	短期大学生・大学生 ・大学院生		40,000	4	1,920,000
・県出身海外移住者子弟留学生	国公立大学生		40,000	4	16,000
	私立大学生		45,000		18,000
	大学院生		70,000	3	2,520,000
	アジア地域		40,000	4	16,000
・国外大学生・大学院生	アジア以外の地域		60,000	4	24,000

全種別共通事項

※1 償還期間は原則10年以内(月賦返還:120回払い)

※2 貸与奨学金は無利息で貸付

※3 滞納している割賦金の額に滞納した期間が6か月を超えるごとに6か月について2.5パーセントを乗じた延滞金を徴収

※4 人的保証制度であり、連帯保証人及び保証人各1名が必要

連帯保証人:父又は母。父母がない場合成年者のきょうだい又は未成年後見人

保証人:奨学生本人及び連帯保証人と別生計を立てている父母以外の成年者で55歳以下の有職者

別表2  
奨学生貸与状況(H26年度～H30年度)

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高校育英奨学生貸与事業	高校育英 貸与 (補助金)	人 数 (新規) 金額	3,084 (1,183) 722,825	2,840 (981) 667,221	2,406 (763) 568,744	2,002 (610) 473,958	1,612 (493) 382,424
	専修学校 (高等課程)	人 数 (新規) 金額	17 (9) 6,240	24 (13) 8,820	20 (7) 7,320	18 (7) 6,660	16 (8) 5,970
	小計	人 数 (新規) 金額	3,101 (1,192) 729,065	2,864 (994) 676,041	2,426 (770) 576,064	2,020 (617) 480,618	1,628 (501) 388,394
		人 数 (新規) 金額	85 (38) 18,852	71 (18) 16,200	73 (28) 16,800	58 (19) 13,422	48 (9) 11,328
		人 数 (新規) 金額	8 (1) 2,016	8 (2) 2,016	11 (3) 2,772	5 (0) 1,134	6 (2) 1,386
	専修学校 (専門課程)	人 数 (新規) 金額	41 (18) 22,380	37 (14) 20,865	34 (14) 19,110	33 (16) 18,895	23 (5) 13,170
	大学	人 数 (新規) 金額	421 (126) 240,025	427 (115) 242,070	382 (90) 219,405	377 (116) 213,100	347 (87) 196,345
	大学院	人 数 (新規) 金額	11 (4) 9,000	15 (11) 12,840	17 (7) 14,640	16 (8) 13,470	12 (6) 10,320
	国外留学	人 数 (新規) 金額	21 (8) 10,540	26 (8) 12,660	28 (10) 13,300	27 (4) 12,820	22 (3) 8,940
	在沖縄米軍施設・ 区域内大学就学者	人 数 (新規) 金額	4 (2) 1,160	4 (1) 1,160	2 (0) 960	4 (2) 1,240	3 (0) 1,160
奨学生貸与事業	沖縄県出身 海外移住者子弟	人 数 (新規) 金額	0 (0) 0	0 (0) 0	0 (0) 0	0 (0) 0	1 (1) 840
	小計	人 数 (新規) 金額	506 (159) 285,121	517 (151) 291,611	474 (124) 270,187	462 (146) 260,659	414 (104) 232,161
		人 数 (新規) 金額	3,692 (1,389) 1,033,038	3,452 (1,163) 983,852	2,973 (922) 863,051	2,540 (782) 754,699	2,090 (614) 631,883
		合 計					

注:人數は延べ人員 / ( )は当該年度の新規採用分

別表3  
奨学生新規賞付 応募者・採用者状況(H26年度～H30年度)

事業名	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平均		
	人数		割合		人数		割合		人数		割合		当該年 度		前年 度差		当該年 度		前年 度差		当該年 度		
	当該年 度	対前年 度差																					
募集人數	193人	-																					
応募者数	219人	113.5%	40.4%	229人	118.7%	5.2%	184人	95.3%	△23.4%	226人	117.1%	21.8%	155人	80.3%	△36.8%	203人	105.0%	105.0%	203人	105.0%	105.0%	105.0%	1.4%
採用基準該当者	191人	87.2%	3.3%	184人	80.3%	△6.9%	147人	79.9%	△0.4%	199人	88.1%	8.2%	138人	89.0%	0.9%	172人	84.8%	172人	84.8%	172人	84.8%	172人	84.8%
採用者数	191人	100.0%	0.0%	184人	100.0%	0.0%	147人	100.0%	0.0%	199人	100.0%	0.0%	138人	100.0%	0.0%	172人	100.0%	100.0%	172人	100.0%	100.0%	172人	100.0%
貸与者数	159人	83.2%	4.2%	151人	82.1%	△1.1%	124人	84.4%	2.3%	146人	73.4%	△11.0%	104人	75.4%	2.0%	137人	79.6%	137人	79.6%	137人	79.6%	137人	79.6%
辞退者数	32人	16.8%	△4.2%	33人	17.9%	1.1%	23人	15.6%	△2.3%	53人	26.6%	11.0%	34人	24.6%	△2.0%	35人	20.4%	20.4%	35人	20.4%	20.4%	35人	20.4%
募集人數	1,194人	-	1,147人	-	1,254人	-	996人	-	996人	-	1,124人	-	1,143人	-									
応募者数	1,288人	107.9%	22.8%	1,089人	94.9%	△13.0%	849人	67.7%	△27.2%	664人	66.7%	△1.0%	556人	49.5%	△17.2%	889人	77.8%	77.8%	889人	77.8%	77.8%	889人	77.8%
採用基準該当者	1,288人	100.0%	0.0%	1,089人	100.0%	0.0%	848人	99.9%	△0.1%	664人	100.0%	0.1%	556人	100.0%	0.0%	889人	100.0%	100.0%	889人	100.0%	100.0%	889人	100.0%
採用者数	1,275人	99.0%	△1.0%	1,089人	100.0%	1.0%	848人	100.0%	0.0%	664人	100.0%	0.0%	556人	100.0%	0.0%	886人	99.7%	99.7%	886人	99.7%	99.7%	886人	99.7%
貸与者数	1,192人	93.5%	1.5%	994人	91.3%	△2.2%	770人	90.8%	△0.5%	617人	92.9%	2.1%	501人	90.1%	△2.8%	815人	91.9%	91.9%	815人	91.9%	91.9%	815人	91.9%
辞退者数	83人	6.5%	△1.5%	95人	8.7%	2.2%	78人	9.2%	0.5%	47人	7.1%	△2.1%	55人	9.9%	2.8%	72人	8.1%	8.1%	72人	8.1%	8.1%	72人	8.1%
募集人數	42人	-	22人	-	32人	-	28人	-	28人	-	32人	-	31人	-									
応募者数	40人	95.2%	28.5%	22人	100.0%	4.8%	28人	87.5%	△12.5%	20人	71.4%	△16.1%	11人	34.4%	△37.0%	24人	77.6%	77.6%	24人	77.6%	77.6%	24人	77.6%
採用基準該当者	40人	100.0%	0.0%	22人	100.0%	0.0%	28人	100.0%	0.0%	20人	100.0%	0.0%	11人	100.0%	0.0%	24人	100.0%	100.0%	24人	100.0%	100.0%	24人	100.0%
採用者数	40人	100.0%	0.0%	22人	100.0%	0.0%	28人	100.0%	0.0%	20人	100.0%	0.0%	11人	100.0%	0.0%	24人	100.0%	100.0%	24人	100.0%	100.0%	24人	100.0%
貸与者数	38人	95.0%	△1.0%	18人	81.8%	△13.2%	28人	100.0%	18.2%	19人	95.0%	△5.0%	9人	81.8%	△13.2%	22人	92.6%	92.6%	22人	92.6%	92.6%	22人	92.6%
辞退者数	2人	5.0%	1.0%	4人	18.2%	13.2%	0人	0.0%	△18.2%	1人	5.0%	5.0%	2人	18.2%	13.2%	2人	7.4%	7.4%	2人	7.4%	7.4%	2人	7.4%

別表4						
大学生等奨学金貸与事業における奨学金返還状況(H26年度～H30年度)						
年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
返還予定人員:A	2,122人	2,012人	1,976人	1,896人	1,856人	1,972人
返還予定額:B	441,272,195円	427,530,972円	417,622,419円	402,083,362円	390,174,285円	415,736,647円
返還猶予・免除者:C	96人	85人	81人	84人	87人	87人
返還猶予・免除額:D	22,476,846円	20,289,764円	20,824,312円	19,543,754円	19,629,114円	20,552,758円
要返還者:E=A-C	2,026人	1,927人	1,895人	1,812人	1,769人	1,885人
回収予定額:F=B-D	418,795,349円	407,241,208円	396,798,107円	382,539,608円	370,545,171円	395,183,889円
返還者:G	1,684人	1,601人	1,598人	1,535人	1,494人	1,582人
返還済額:H	360,920,610円	340,821,234円	334,110,582円	313,403,866円	321,742,891円	334,199,837円
(前払い額:I)	(46,328,224円)	(36,260,597円)	(36,982,076円)	(25,424,879円)	(42,783,858円)	(37,555,927円)
返還率:J=(H-I)/F	75.12%	74.79%	74.88%	75.28%	75.28%	75.06%
現年度返還率	94.28%	94.75%	95.34%	95.47%	95.50%	95.07%
過年度返還率	14.87%	15.16%	15.94%	15.84%	14.07%	15.18%
滞納者:K=E-G	342人	326人	297人	277人	275人	303人
(一部滞納)	(290人)	(281人)	(249人)	(233人)	(228人)	(256人)
(全額滞納)	(52人)	(45人)	(48人)	(44人)	(47人)	(47人)
滞納額:L=F-(H-I)	104,202,963円	102,680,571円	99,669,601円	94,560,621円	91,586,138円	98,539,979円
別表5						
高校育英奨学金貸与事業における奨学金返還状況(H26年度～H30年度)						
年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
返還予定人員:A	8,086人	9,183人	10,222人	11,055人	11,649人	10,039人
返還予定額:B	474,632,908円	556,925,960円	637,196,121円	710,590,001円	760,460,862円	627,961,170円
返還猶予・免除者:C	986人	965人	910人	848人	751人	892人
返還猶予・免除額:D	71,912,082円	72,672,778円	69,337,708円	66,726,150円	61,303,223円	68,390,388円
要返還者:E=A-C	7,100人	8,218人	9,312人	10,207人	10,898人	9,147人
回収予定額:F=B-D	402,720,826円	484,253,182円	567,858,413円	643,863,851円	699,157,639円	559,570,782円
返還者:G	5,863人	6,885人	7,886人	8,626人	9,241人	7,700人
返還済額:H	392,708,237円	464,260,543円	545,290,287円	602,414,490円	648,704,802円	530,675,672円
(前払い額:I)	(39,279,307円)	(44,438,161円)	(57,432,353円)	(56,437,971円)	(62,384,377円)	(51,994,434円)
返還率:J=(H-I)/F	87.76%	86.69%	85.91%	84.80%	83.86%	85.54%
現年度返還率	92.48%	92.75%	92.97%	92.85%	92.88%	92.79%
過年度返還率	37.81%	33.25%	30.83%	28.03%	28.45%	31.67%
滞納者:K=E-G	1,237人	1,333人	1,426人	1,581人	1,657人	1,447人
(一部滞納)	(1,090人)	(1,188人)	(1,288人)	(1,422人)	(1,499人)	(1,297人)
(全額滞納)	(147人)	(145人)	(138人)	(159人)	(158人)	(149人)
滞納額:L=F-(H-I)	49,291,896円	64,430,800円	80,000,479円	97,887,332円	112,837,214円	80,889,544円

別表6						
高等学校奨学金事業における奨学金返還状況(H26年度～H30年度)						
年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
返還予定人員:A	367人	387人	394人	396人	377人	384人
返還予定額:B	33,968,200円	37,392,069円	39,286,692円	40,203,272円	40,594,759円	38,288,998円
返還猶予者:C	18人	17人	11人	12人	10人	14人
返還猶予額:D	1,430,526円	1,386,308円	1,273,602円	1,068,804円	1,027,500円	1,237,348円
要返還者:E=A-C	349人	370人	383人	384人	367人	370人
回収予定額:F=B-D	32,537,674円	36,005,761円	38,013,090円	39,134,468円	39,567,259円	37,051,650円
返還者:G	227人	240人	252人	260人	237人	243人
返還済額:H	20,358,050円	21,414,075円	21,871,140円	21,209,868円	21,285,988円	21,227,824円
(前払い額:I)	(1,018,261円)	(1,414,659円)	(1,595,866円)	(989,423円)	(1,780,099円)	(1,359,662円)
返還率:J=(H-I)/F	59.44%	55.55%	53.34%	51.67%	49.30%	53.62%
現年度返還率	77.69%	76.95%	78.16%	79.15%	78.56%	78.10%
過年度返還率	20.80%	18.55%	19.21%	18.52%	17.34%	18.88%
滞納者:K=E-G	122人	130人	131人	124人	130人	127人
(一部滞納)	(104人)	(109人)	(111人)	(102人)	(114人)	(108人)
(全額滞納)	(18人)	(21人)	(20人)	(22人)	(16人)	(19人)
滞納額:L=F-(H-I)	13,197,885円	16,006,345円	17,737,816円	18,914,023円	20,061,370円	17,183,488円



